

持続化給付金に関するお知らせ

お問合せ先:かづの商工会 TEL 22-0050

持続化給付金の電子申請が開始されました!

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**が支給されます。

ご自身で電子申請を行うことが困難な方のための**事前予約制の「申請サポート会場」**が今後開設される予定です。設置場所については、詳細が決まり次第公表されます。

給付額

法人は**200万円**まで、個人事業主は**100万円**まで（10万円未満切り捨て）
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、
前年同月比で事業収入が50%以上減少した月が存在すること。
2. **2019年以前から事業により**事業収入（売上）を得ており、
今後も事業を継続する意思があること。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が**10億円未満**、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が**2,000人以下**

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などに特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認ください。

相談ダイヤル・持続化給付金ホームページ

○持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

○持続化給付金ホームページ

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

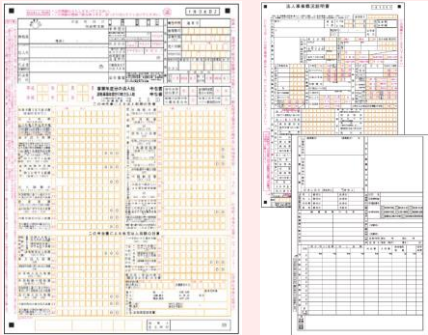
申請に必要な書類

※詳細は申請要領等を必ずご確認ください。代替を認める書類もあります。

①確定申告書類（法人は直前事業年度分、個人は2019年分）

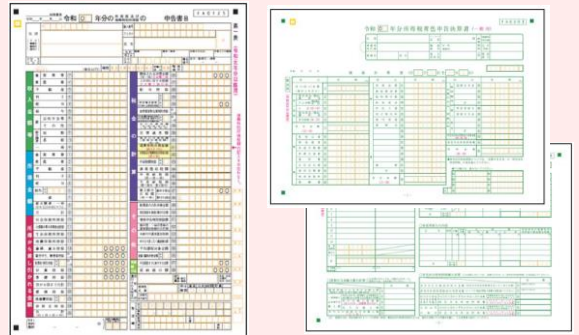
【法人】

- ・確定申告書別表一の控え（1枚）
- ・法人事業概況説明書の控え（2枚）



【個人】

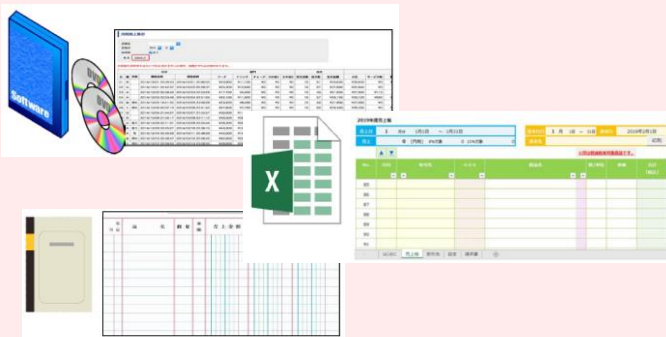
- ・確定申告書第一表の控え（1枚）
- ・青色申告決算書又は白色収支決算書



※原則「收受日付印」の押印が必要。e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。

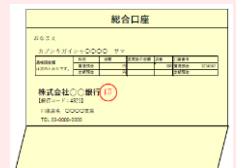
②2020年分の対象とする月の売上台帳等

- ・経理ソフトから抽出した売上データ
- ・エクセルで作成した売上データ
- ・手書きの売上台帳のコピーなど



③通帳の写し

- ・通帳のオモテ面と開いて1・2ページ目
- ・電子通帳の画面コピー



+



④本人確認書類（個人事業主のみ）



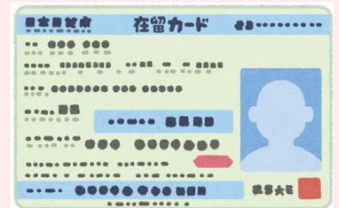
運転免許証
(両面)



マイナンバーカード
(オモテ面)

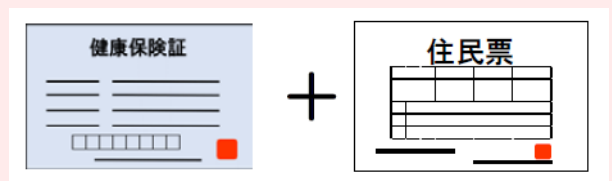
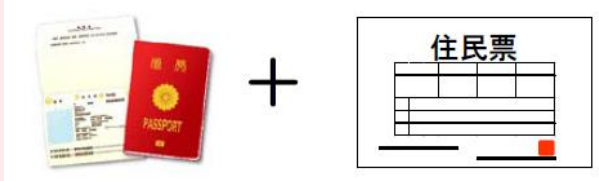


住民基本台帳カード
(オモテ面)



在留カード等
(両面)

※上記がない場合は、パスポートと住民票の写し 又は 各種健康保険証と住民票の写し



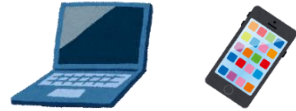
持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

1 持続化給付金ホームページにパソコンやスマートフォンでアクセス！

持続化給付金

検索



○持続化給付金の申請用HP (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>)

2 【申請する】ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 **[仮登録]**

3 入力したメールアドレスにメールが届いていることを確認して、
[本登録] へ

4 ID・パスワードを入力すると **[マイページ]** が作成されます

●基本情報（法人・個人の基本事項と連絡先）

●売上額（入力すると、申請金額を自動計算）

●口座情報

通帳の写し（通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目）をアップロード

5 必要書類を添付

●確定申告書類（法人：直前事業年度、個人：2019年度）の控え

●売上減少となった月の売上台帳等の写し

●身分証明書の写し（個人事業者の場合）

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNG

※デジカメやスマホなどの写真画像でも可（できるだけきれいに撮ってください！）

申請

給付金の申請期間は令和2年5月1日から令和3年1月15日まで

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

〈申請期間〉 令和2年 **5/7(木)** から **6/15(木)** まで

秋田県の要請に応じて令和2年4月25日(土)から5月6日(土)の期間、施設の休業等(飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮を含む)に**全面的**に協力した場合に協力金が支給されます。協力金の支給対象となる事業者の方は、申請期間内に申請していただくようお願いいたします。

〈申請書〉

- ・秋田県公式webサイトに申請書様式を公開
- ・県産業政策課及び各地域振興局総務企画部地域企画課に用意

〈申請方法〉

- ・「秋田県電子申請・届出サービス」による申請
<https://s-kantan.jp/toppage-akita-t/>
- ・県産業政策課、各地域振興局への郵送・持参

今後予定されている支援施策

下記の支援施策については、詳細が決定次第改めてお知らせいたします。

鹿角市 事業継続支援事業

人の往来が制限されたことで最も事業活動の縮小を余儀なくされている観光関連事業者に対し、助成金を支払う。

- 対象事業者 宿泊業、飲食サービス業、飲食料品製造業、卸売・小売業のうち観光関連施設への酒類納入業者と土産物販売業者、タクシー、代行業
- 支給上限 1事業者あたり20万円
- 支給条件
 - ・前年同月比の売上が15%以上減少していること
 - ・その後2カ月を含む3か月間にわたり15%以上の売り上げ減少が見込まれること

鹿角市 ECサイト強化事業

観光客の減少、イベントの中止により販路に大きな支障を及ぼして市タイル地域事業者を支援するため、ネット通販事業を強化する。5月から12月までの期間中に特設Webサイトを通じて販売されたかぶの製品の発送に係る送料を助成する。また、2回目以降の買い物に使用できる500円電子クーポン券を発行する。

小坂町 新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業

秋田県が実施した「秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の給付対象者すべてに対し、支援金を給付する。

- 支給上限 1事業者あたり20万円